

(別添資料2)

「おもしろ写真館」～著作権と肖像権を合成写真の作成を通して教える授業～

1. 「おもしろ写真館」の取組

著作権と肖像権は、「おもしろ写真館」Part1 Part 2 という単元の終末に位置づけられている実践である。この実践の概略は、以下のようなになる。

(1) 単元名 「おもしろ写真館」 Part 1 Part 2 計 23 時間

(2) 単元の目標

①イメージを広げながら合成写真を作ろうとする。 (関心・意欲・態度)

②背景にあった大きさやポーズを考えることができる。 (情報活用の実践力)

③コンピュータを使えば、いろいろな加工が簡単にできることがわかる。

情報には、作り手の意図があることがわかる。

(情報・情報手段、情報社会に関する知識)

④デジタルカメラで撮った写真をコンピュータに保存することができる。

(基本的な操作技能の習得)

⑤著作権、肖像権について理解を深める。

合成写真を作つていい時とそうでない時を考え、行動に移すことができる。

(情報モラル)

(3) 学習活動の流れ

・第1次 のりとはさみを使って合成写真を作る 8時間

背景のイメージにあわせた自分物写真を撮り合い、のりとはさみを使った合成写真を作る。

・第2次 もっと本物らしい合成写真の作り方を考え、挑戦する 10時間

行ってみたい所、ありえないけどなってみたいことを考え、もっと本物らしくするためにコンピュータを用いて合成写真を作る。

・第3次 身の回りの合成写真 4時間

合成写真作りを振り返り、自分たちの身の回りにも合成写真があるのか疑問を抱きながら、合成写真集めを行う。この活動を通して、情報社会に生きている自分たちを意識する。

・第4次 合成写真と著作権・肖像権 1時間

簡単にできる合成写真作りと著作権、肖像権について考える。

2. 本時の学習内容と児童の表れ

(1) 1枚の合成写真を提示し、感想を述べる。

有名スターにあこがれた学級担任が、合成写真の技術を使ってスターの顔と自分の顔を入れ替えた写真を作り、提示した(別添資料1)。その写真を見た瞬間、子どもたちは「これは、悪い」と口々に言い始めた。そこで、①この写真は何と何を合成しているのか。②誰が何のために作ったのか。③もとの写真は、どこからのものなのか。を確認して授業をスタートさせた。

(2) この写真を売ってもいいのかどうか考える。

子どもたちからは迷うことなく「著作権のルールを守っていないので、この写真を売るのはよくない」という言葉が返ってきた。そこで、提示した合成写真の何が悪いのかを話し合うことにした。子どもから出された意見は、以下の通りである。

この話し合いでは、今まで習った著作権のルールを踏まえた発言が目立った。そこで、著作権とはどのようなことかを再確認しながら、さらに学習を進めた。

(3) 著作権と肖像権について教師の話を聞く。

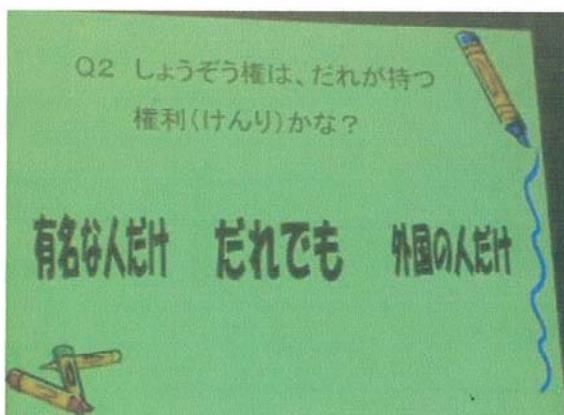
著作権のルールが出てきたのでスライドを作成し著作権学習の振り返りを行った【写真 13】。その後、写すという行為を問題にし、肖像権についての考え方を子どもに教えた。新しく出てきた「肖像権」という言葉ではあるが、Ⅱの段階で写す行為について話し合っているので、子どもたちは、すんなりと理解することができた。

(4) 合成写真を作った場合、どんなことはよくて、どんなことはやってはいけないのか考える。

コンピュータを使えば簡単に合成写真ができることと、自分たちの身の回りには、たくさんの合成写真が使われていることがわかった子どもたちに、合成写真を作ることについて考える時間を設けた。著作権や肖像権の概念をもとに、正しい行動のあり方について考えることができた。

(5) 学習の振り返りクイズを行い、個々の理解を確かめる。

最後に本時の振り返りとして【写真 14】の著作権と肖像権クイズを行い、個々の理解を把握して授業を終えた。



【写真 13】著作権クイズのスライド

【写真 14 ワークシート】

クイズにちょう戦！

名前

さあ、今までの勉強を思い出しながら、クイズにちょう戦しよう。
ほしいと思うものに、□をつけてね。

1. 著者のために使う本は、きよかをとらなくて、コピーしていいの？

・とてもいい　・いけない

2. ちょっと権は、だれが持つんりかな。

・えらい人　・作った人　・大人

3. しょうぞう権は、だれが持つ権利かな。

・有名なだけ　・だれでも　・外国人だけ

4. 写真をとるときに、どんなことに気をつけますか。箇をつけることを書いてみましょう。

・写真をとる前にあいてにきこをもうう。
・写真をとった後、写真を使っていいうさく。
・さいごにお礼を言う。人がとる写真をうへにきく。

5. 身の回りには、合成写真がありますか。

・たくさんある　・少しだけある　・ない

3.まとめ

子どもたちは、著作権と肖像権を知識として得ることができた。次は、この知識を正しい行動として移すことである。そのためには、常時活動や各教科で生かすための場面設定を意図的に設定し、普段から著作権や肖像権への意識を高める声かけを行っていきたい。